

動物愛護業務強化検討会報告書

平成 26 年 9 月

動物愛護業務強化検討会

動物愛護業務強化検討会報告書目次

はじめに(動物愛護事業強化検討会).....	1
1 広島県の動物愛護を取り巻く状況.....	2
2 定時定点引取りの見直しについて.....	3
(1) 定時定点制度の歴史・現状	
(2) 定時定点制度に対する考え方	
(3) 定時定点引取りを廃止した場合の問題点と対策	
(4) 懸念される野良犬・野良猫の増加への対策	
3 犬猫の返還・譲渡の促進について.....	7
(1) 犬猫譲渡の歴史・現状	
(2) 犬猫譲渡度に対する考え方	
4 参考資料.....	10
① 動物愛護業務強化検討会委員の名簿.....	11
② 動物愛護業務強化検討会の日程・内容.....	12
③ 広島県動物愛護センターについて.....	13
④ 定時定点引取りの現状について.....	17
⑤ 犬猫の返還・譲渡の現状について.....	31
⑥ 動物愛護先進地視察報告書.....	35
⑦ 動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務委託仕様書.....	41
⑧ 殺処分数最多の新聞記事.....	45
⑨ 犬猫の殺処分数削減に向けた取組.....	47
⑩ 広島県動物愛護推進計画(概要版).....	49

はじめに(動物愛護事業強化検討会)

平成 25 年 6 月、平成 23 年度に広島県が殺処分した犬猫の数が都道府県で最多であった旨の報道がなされました。県としては、広島県動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき各種施策を実行し、苦情の件数や殺処分数は目標に向け順調に減少していたところであったため、大きな衝撃を受けました。

これを受け、広島県動物愛護管理推進協議会は作業部会を設け、公益社団法人広島県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）や動物愛護団体を交えて「犬猫の殺処分数削減に向けた取組み」について、協議を行いました。この取組みのうち、「地域猫活動」などの野良犬・野良猫対策を重点課題とし、今年度から取組んでいるところです。

また、この 3 月には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正や国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理基本指針」という。）の改正を受けて、推進計画を改定しました。改定した計画にも「地域猫活動」などの野良犬・野良猫対策を盛り込んでおります。

現在、動物愛護を巡る考え方や取組みについては、時代の流れの中で、大きな変化を迎えています。広島県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）が開設当初から実施している定時定点方式による犬猫の引取り業務（以下「定時定点引取り」という。）については、当時、県内 13 保健所で実施していた犬の引取りを動物愛護センターに集約することに伴い、遠方の県民や市町村が不利益とならないようにするために設けられた制度でした。しかし、現在では、定時定点引取りは犬猫の安易な持ち込みに繋がっており、犬猫の命を大切にす動物愛護の精神に反するシステムであるとの批判を受けています。

犬猫の返還・譲渡については、動物愛護センターでは、昭和 55 年の開設当初から実施しており、推進計画の各種施策を実行する中で団体譲渡の推進等を行い、譲渡数は順調に増加しています。また、平成 25 年 9 月に施行された改正動物愛護管理法において、引取った犬猫の返還・譲渡が新たに努力義務として規定されたところです。

このような状況の中、本県においては、今年度、新たに動物愛護業務強化検討会を立ち上げ、動物愛護センターにおける動物愛護業務の見直し、強化を図ることとしました。特に、「定時定点方式による引取りの見直し」や「犬猫の返還・譲渡の促進」について、集中的に議論することとし、この検討会を 9 月までに 4 回開催し議論を重ねてきました。

ついては、この動物愛護業務強化検討会で議論した内容を取りまとめましたので、ここに報告します。

平成 26 年 9 月

動物愛護業務強化検討会委員一同

1 広島県の動物愛護を取り巻く状況

昭和55年4月、広島県は動物の保護及び管理に関する法律（現動物愛護管理法）に基づく業務と、従来保健所の業務であった狂犬病予防法に基づく一部の業務（犬の保護（捕獲）等）を一体的に運用すべく、動物愛護センターを開所した。

動物愛護センターでは、犬の保護（捕獲）業務を行う一方で、開所以来「どうぶつ愛護のつどい」や「動物愛護教室」を継続して開催し、動物愛護思想の普及啓発に努めてきた。

平成17年6月、国は動物愛護管理法を改正し、都道府県に対し動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けた。県は、計画の策定にあたって、本県の実情を踏まえるとともに、多様な意見、情報及び専門的知識を取り入れるため、関係自治体や県獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者、学識経験者、試験研究機関、そして地域住民の代表からなる広島県動物愛護管理推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として、平成20年3月、推進計画を策定した。

この計画に基づき各種施策が実行され、犬猫苦情の件数や犬猫の殺処分数は目標に向け順調に減少してきたが、平成23年度の犬猫殺処分数が都道府県で最多となり（8,340頭）、犬猫の殺処分数の削減が本県の喫緊の課題となった。

このため、平成25年10月には、推進協議会に作業部会を設け、県獣医師会や動物愛護団体と協働して「犬猫の殺処分数削減に向けた取組み（表1）」を取りまとめた。県内の動物愛護（管理）センターに収容された犬猫8,456頭（平成24年度）のうち、8割以上は飼い主不明の犬猫であり、そのほとんどが野良犬・野良猫であることから、野良犬・野良猫対策を重点課題とした。

表1 犬猫の殺処分数削減に向けた取組み

区分	主な取組み
野良犬・野良猫対策 （重点課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・野良犬・野良猫対策の周知・啓発 ・地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立 ・地域猫活動の推進 ・引取る犬猫の情報収集
飼い犬・飼い猫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・終生飼養の原則に反する引取りの拒否 ・飼主責任の周知 ・元の所有者への返還の推進
譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体への譲渡の推進 ・ホームページの譲渡情報の充実
教育との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校飼育動物の適正飼養講習の推進 ・命を考える動物愛護教室の推進

これらの取組みは、平成26年3月に改定した推進計画にも盛り込み、今年度から「地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立」、「地域猫活動の推進」などの対策に取り組んでいる。

2 定時定点引取りの見直しについて

(1) 定時定点引取りの歴史・現状

犬猫の引取りについては、動物愛護管理法第35条第2項の規定により、都道府県知事等は犬猫を引取るべき場所を指定することができることとされている。また、環境省告示により、引取る場所の指定に当たっては、住民の便宜を考慮することとされている。定時定点引取りは、これらの法的根拠に基づき実施されている。

定時定点引取りは、昭和55年に動物愛護センターを開所するに当たり、県内13保健所で行っていた引取り業務を集約することにより、引取り場所が遠くなる県民や市町村に不利益にならないように、市町村と協議して設けた制度である。

動物愛護センターを開所した当初は、犬猫の引取り総数が20,000頭以上と非常に多かったため、犬猫を効率的に引取りることができるこの制度は、地域住民の安全確保と生活環境の保全に貢献してきた。

昭和55年以降、犬猫の引取り総数及び定時定点引取り件数は、いずれも順調に減少してきた。直近である平成25年度の定時定点引取りの割合は、引取り全体(4,309頭)の35%(1,507頭)であった。定時定点引取りが引取り全体に占める割合は徐々に減少しているが、野良犬・野良猫の被害(糞尿・鳴き声など)に合い、困った住民が野良犬・野良猫の産んだ仔を保護して利用している人もおり、一定の役割を果たしていると考えられる。

表2 定時定点数の推移

年度	昭和55年度	平成5年度	平成17年度	平成23年度
定点数	230か所	199か所	97か所	24か所

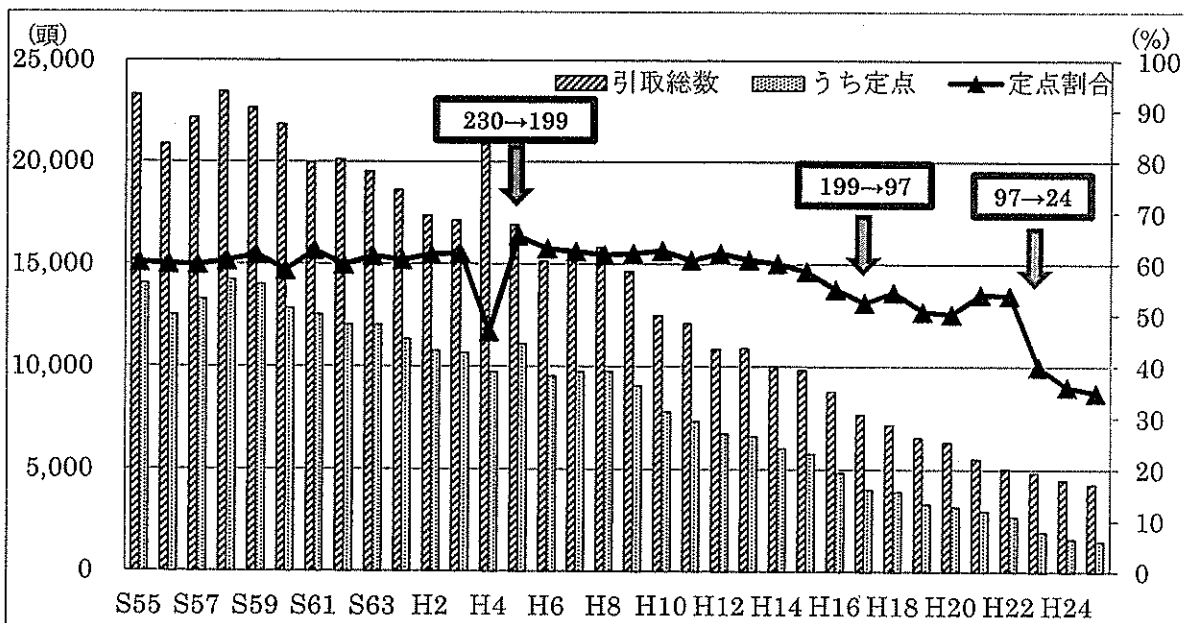


図1 広島県動物愛護センターにおける引取り数の推移

一方、近年になって、定時定点引取りは、時間と場所を定めて運搬車で引取りに回るその方法が、犬猫をゴミのように収集するシステムであり、犬猫の命を大切にする動物愛護の精神に反するシステムであるとの意見も聞かれるようになった。

(2) 「定時定点引取り」に対する考え方

定時定点引取りを継続する場合、廃止する場合の問題点は、表3のとおりである。なお、廃止、継続いずれの場合にも問題点への対応が必要である。

表3 定時定点引取りを継続する場合、廃止する場合の問題点

継続	・引取場所が近くにあり、犬猫を安易に引取りに出せる状況である。
	・引取るときに専門職員が立会うことができない。
廃止	・引取り場所が遠くなるため、地域住民・市町職員の負担が増加する。
	・野良犬・野良猫の増加が懸念される。

定時定点引取りは、前述のとおり地域住民の安全確保と生活環境の保全に一定の役割を果たしてきたが、「地域住民にとって犬猫の引取り場所が身近にあるため、安易な引取りに繋がっている。」「犬猫を引取る時に専門の職員が立会うことができない。」などの課題がある。

また、時間と場所を定めて運搬車で引取りに回るその方法は、動物愛護センターが開所された当時は、効率的・効果的な方法として多くの地域住民に必要とされていた。しかし、動物愛護思想が普及してきた現在では、犬猫をゴミのように収集するなど動物愛護に反するシステムであるとの意見が聞かれるなど、時代に馴染まない方法になってきている。

さらに、平成23年度の犬猫の殺処分数が都道府県で最多(8,340頭)になった本県としては、殺処分数削減が急務であり、その削減に一定の効果があると考えられる「定時定点引取りの廃止」を検討する必要がでてきた。

しかしながら、定時定点引取りを廃止すると、野良犬・野良猫の糞尿や鳴き声などに困っている地域住民がその犬猫を三原市にある動物愛護センターまで持込まなければならず、動物愛護センターから離れた地域の住民には不利益となるため、定時定点引取りを廃止する場合は、犬猫を動物愛護センターまで持込むことが困難な住民への対策を講じておく必要がある。

また、定時定点で引取っているのは、ほとんどが地域住民や市町職員が保護した野良犬・野良猫であり、そのうちの多くは野良犬・野良猫が産んだ仔であるため、定時定点引取りを廃止した場合、地域住民や市町職員が保護しなくなるなどこれらが放置される可能性がある。市町を対象としたアンケート調査においても、ほとんどの市町が定時定点引取りを廃止した場合、犬猫の遺棄や野良犬・野良猫の増加を危惧している。

一方、定時定点を廃止するなど引取り場所を大幅に削減した他県のアンケート調査では、野良犬・野良猫の数や苦情は増えていないとの回答であった。

本県は全国的に見ても、飼い主不明の犬猫(ほとんどが野良犬・野良猫)の引取り割合が高く、また、定点数を大幅に減らした平成23年度以降、野犬の保護(捕獲)依頼が増えているが、定時定点引取りを廃止した場合でも、今年度から取り組んでいる野良犬・野良猫の削減対策を着実に実行することで野良犬・野良猫の対策が可能と考える。

以上のことを総合的に判断したうえで、「定時定点引取り」に対する考え方を表4に示す。

表4 「定時定点引取り」に対する考え方

考え方	廃止した場合の問題点に対策を図った上で、定時定点引取りを廃止する。
廃止した場合の問題点	・引取り場所が遠くなり、犬猫を動物愛護センターまで持込むことが困難になる。 ・野良犬・野良猫の増加が懸念される(定時定点を廃止するなど引取り場所を大幅に削減した他県アンケートでは増加していない。)

(3) 定時定点引取りを廃止した場合の問題点と対策

定時定点引取りを廃止した場合の問題点と対策は、表5のとおりである。引取り場所が遠くなり犬猫を動物愛護センターまで持込むことが困難な住民への対応は、動物愛護センターが行うこととする。業者委託では、安易な引取りを防ぐために必要な専門職員の立会ができないことから、動物愛護センターで実施するのが望ましいと考える。

この場合、動物愛護センターが「現地に出向いて引取る件数（H25年度の定時定点引取り数：約1,500頭）」や「引取り相談件数」が増加すると考えられるので、県は、これらに対応可能な体制を整備する必要がある。

表5 定時定点引取りを廃止した場合の問題点と対策

廃止した場合の問題点	対策
ア 引取り場所が遠くなり、犬猫を動物愛護センターまで持込むことが困難になる。	<p>【飼い犬・飼い猫の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターが現地に行き有料で引取る（現状でも実施している）。 <p>【飼主不明の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターが止むを得ないと判断した場合は、センターが現地に行って引取る。 市町が止むを得ず保管している犬猫については、動物愛護センターが現地に行って引取る。
イ 野良犬・野良猫の増加が懸念される。	野良犬・野良猫を削減するための取組みを着実に実行する（表6）。

表6 野良犬・野良猫を削減するための取組み

取組	取組の概要	実施主体	実施主体の取組み
ア 野良犬・野良猫対策の周知	<ul style="list-style-type: none"> 飼い主や地域住民に対し、野良犬・野良猫を増やさないため次の事項を周知する。 「捨て犬、捨て猫の禁止」 「犬の放し飼いの禁止」 「猫の屋内飼養の推奨」 「不妊去勢手術の実施」 「無責任な餌やり行為の禁止」 	飼い主 地域住民 (公社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	終生飼養・適正飼養の遵守 無責任な餌やり行為の禁止 啓発 啓発 啓発 啓発
イ 地域における野良犬(野良猫)対策協議会の設立	<ul style="list-style-type: none"> 地域に生息する野良犬・野良猫を減らすために野良犬(野良猫)対策協議会を設立し、長期的視野に立って対策を検討する。 	飼い主 地域住民 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協議会の設立 協力 協力 協議会の設立 協議会の設立、協力
ウ 地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い元の場所に戻すとともに、地域の環境改善のため餌や糞尿の管理を行う。 	飼い主 地域住民 (公社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 地域猫活動の実施 活動の推進 活動の推進 活動の推進 活動の推進
エ 引取る犬猫に関する情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に、その犬猫に関する情報(餌やりや野良犬の親の生息場所など)を聞取る。 	地域住民 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 実施、協力 実施

(4) 野良犬・野良猫の対策

定時定点引取りを廃止した場合、野良犬・野良猫の増加が懸念されるが、定時定点を廃止するなど引取り場所を大幅に削減した他県のアンケート調査の結果では増加していないことから、平成25年度に推進協議会で取りまとめた「野良犬・野良猫を削減するための取組み（表6）」を着実に実行することにより対応は可能であると考えます。これを実行するための具体的な行動計画（野良犬・野良猫を削減するためのアクションプラン）は表7のとおりとする。

動物愛護管理に係わる各主体（行政機関、獣医師会、動物愛護団体、地域住民など）は、このプランに基づき行動し、野良犬・野良猫の削減に努める。

なお、野良犬・野良猫の問題は地域の問題であるので、地域住民と市町が主体となって対策に取り組む必要がある。

地域の野良犬・野良猫対策には、野良犬捕獲用の大型サークルの購入や不妊去勢手術の実施など多くの経費が必要になる。このため、取組みが定着するまでの当分の間、市町が地域住民とともに取り組む野良犬・野良猫対策に対して、県は取り組みやすくなるよう支援を行う必要がある。

表7 野良犬・野良猫を削減するためのアクションプラン

取組	具体的取組	県の支援策の例
ア 野良犬・野良猫対策の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、広報誌、看板の設置、ポスター・チラシ、その他様々な方法で広報・啓発を実施 ・広報・啓発を専門業者を活用して行うなど効果的な方法で実施 ・地域住民や飼い主を対象とした講習会などの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者に委託し、わかりやすいポスター・チラシを作成し各主体へ配布 ・地域住民や飼い主を対象とした講習会の講師紹介 ・市町が実施する広報・啓発への財政支援
イ 地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立	<p>野良犬対策協議会の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会、市町、動物愛護センター等を構成員として協議会を設立 ・地域全体で野良犬の保護作業を実施（地域の協力が得られるため野良犬を散らさない効果的な保護作業が可能になる。） →保護機で野良犬を保護するため地域で餌やりを禁止 →大型サークルで野良犬を保護するために餌付けを実施 ・外飼いの犬の不妊去勢手術実施の合意 ・モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・野良犬対策協議会設立へ向け町内会へ説明 ・野良犬対策協議会への財政支援 →捕獲道具（保護機・大型サークルなど）の購入費用 →捕獲した犬の飼養に係る費用（協議会が希望した場合に限る。） →協議会地区内の外飼いの犬の不妊去勢手術の費用 ・モデル事業実施結果の取りまとめ及び他の市町への情報提供
	<p>野良猫対策協議会の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会、市町、動物愛護センターを構成員として協議会を設立 ・地域全体で野良猫対策を実施 →地域で野良猫への無責任な餌やり禁止の合意 →飼い猫の不妊去勢手術実施の合意 →地域猫活動の合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫対策協議会設立へ向け町内会へ説明 ・野良猫対策協議会への財政支援 →協議会地区内の飼い猫の不妊去勢手術の費用 →協議会地区内で地域猫活動を実施する場合、対象猫への不妊去勢手術の費用
ウ 地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動に関する講演会の開催 ・モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動に関する講演会への講師の派遣 ・モデル事業実施後のガイドラインの作成 ・モデル事業実施結果の取りまとめ及び他の市町への情報提供
エ 引取る犬猫に関する情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センター窓口や現地引取りにおいて取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集後の個別対応

3 犬猫の返還・譲渡の促進について

(1) 犬猫の返還・譲渡の歴史・現状

本県では、動物愛護センターが、「狂犬病予防法」に基づく野犬の保護抑留業務及び、動物愛護管理法に基づく飼えなくなった犬猫、所有者不明の犬猫の引取り業務を行っている。法に基づき保護・引取りを行った所有者不明の犬猫については、その特徴や保護・拾得した場所など必要事項を動物愛護センターや市町において、公示している。

また、保護・引取りした飼主不明の犬猫が、純粋種や首輪を装着したものや、人によく馴れたものなど飼い犬・飼い猫と思われる場合は、収容期間を延長しホームページにその写真や特徴を掲載し、元の飼主への返還に努めている。

公示やホームページ掲載によっても所有者が判明しない犬猫については、法及び告示に基づき譲渡又は殺処分を行っている。

動物愛護センターでは、愛情と責任を持って終生飼養することを条件に犬猫を無償で譲渡している。譲渡に当たっては、飼育講習会の受講を義務付けており、譲渡した犬猫については、犬の登録、狂犬病予防注射の実施状況や、飼育管理状況について追跡調査を行っている。

譲渡は、主に子犬・子猫を対象に行ってきたが、平成18年8月からは、動物の性格や健康状態などの譲渡適性を審査する体制が整ったため、成犬・成猫の譲渡も行っている。平成21年4月からは、団体譲渡制度を設け、動物愛護団体への譲渡を行っている。団体には、性格や健康状態などに多少問題のある犬猫も譲渡している。

以上のように、動物愛護センターにおいては、開設当初から保護・引取りした犬猫の譲渡に取り組んでいる。

また、平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法においても、新たに引取った犬猫の返還・譲渡について努力義務が規定されたところである。

表8 犬猫の譲渡及び団体譲渡の状況

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体登録数		0	3	7	9	12	17
犬	譲渡数(計)	151	147	219	256	192	461
	うち団体譲渡数	0	1	43	120	74	332
	団体譲渡割合(%)	0	1	20	47	39	72
猫	譲渡数(計)	33	22	39	54	53	110
	うち団体譲渡数	0	0	0	10	19	75
	団体譲渡割合(%)	0	0	0	19	36	68
計	譲渡数(計)	184	169	258	310	245	571
	うち団体譲渡数	0	1	43	130	93	407
	団体譲渡割合(%)	0	1	17	42	38	71

平成20年度以降の動物愛護センターの譲渡の状況は、表8及び図2のとおりである。団体譲渡数が増えている平成22年度から譲渡数が大幅に増加している。団体譲渡が占める割合についても、平成22年度から大幅に増加し、平成25年度は71%と非常に高くなっている。

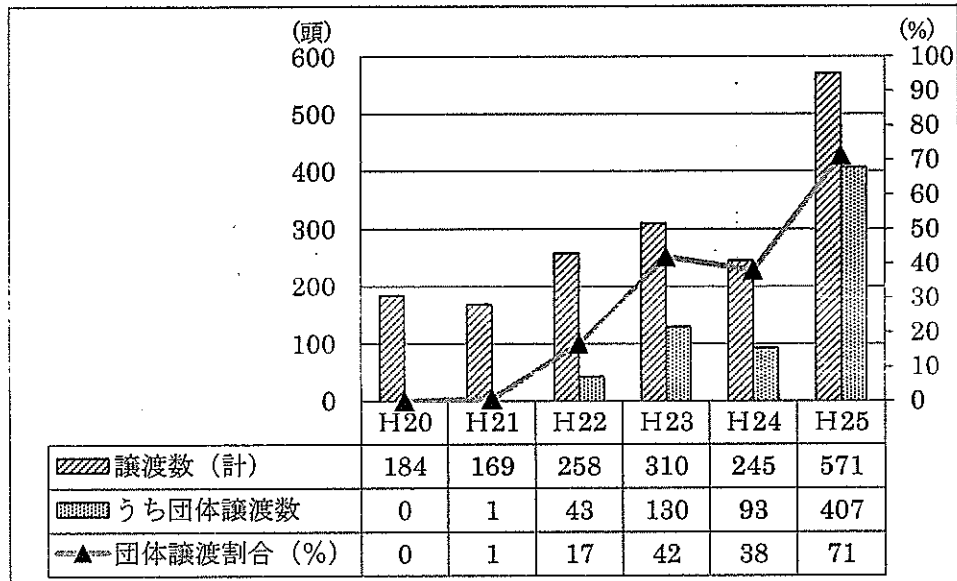


図2 譲渡及び団体譲渡の状況

動物愛護センターは、昭和55年に開設された古い施設であるので、成犬を個別に収容する施設がないなど返還・譲渡に配慮された構造になっていない。

犬猫の譲渡については、各種講習会、ホームページ、県民だよりなどで周知を図っており、ホームページには、譲渡用犬猫の写真、その犬猫の特徴や性格を掲載して、新たな飼主に貰われやすくなるよう努めている。

(2) 「犬猫の返還・譲渡の促進」に対する考え方

動物愛護センターにおける施設の問題点としては、成犬を個別に収容する施設がないことが挙げられる。このため、元の飼主に返還されるべき迷い犬の感染症対策に苦慮しているばかりでなく、譲渡用成犬の飼育にも困難が生じている。また、譲渡用の子犬・子猫を飼育・保管する場所がなく、犬猫を収容する前に検疫する場所もないなど多くの問題を抱えている。

動物愛護センターの返還・譲渡を促進するためには、感染防止のための検疫室や個別収容施設、また、譲渡促進のためのグルーミング室や譲渡動物の展示施設などが必要である。

動物愛護センターは昭和55年に建設されてから34年が経過し、施設面で多くの問題点を抱える老朽化した建物である。旧建築基準法に基づき建築された古い建物であるので、増改築（増築、改築、大規模な修繕・模様替えなど）を行う場合、耐震診断を行い、新基準に適合する耐震構造にする必要がある。これには、多大な経費が必要になるので、施設の多くの問題点を個々に改修するよりも、建替えた方が合理的、経済的である。

また、集客のためのドッグランの設置や県民が利用しやすい場所への移転も含めて考える必要がある。

譲渡数の増加は、団体譲渡によるところが大きいため、引き続き団体譲渡登録者と連携を密にしていく必要がある。また、団体譲渡の登録者を増やすことも重要である。さらに、連携強化のためには、動物愛護団体と定期的に会合を設けることも必要である。なお、団体譲渡を効率的、継続的に行うためには、一般住民への譲渡が難しい野良犬・野良猫の団体への譲渡は、慎重に検討する必要がある。

また、更に譲渡数を増加させるために、出張譲渡についても実施の可能性や実施方法を検討していく必要がある。

犬猫の譲渡制度については、各種講習会、ホームページ、県民だよりなどで周知を図っているが、動物愛護センターが犬猫の譲渡を行っていることを知らない県民も多いため、専門

業者に委託して県民にわかりやすく、注目してもらえるポスター・チラシを作成するなど、より一層啓発に努めることとする。また、新たな飼主に貰われやすくなるよう、ホームページの譲渡情報の充実に努めることとする。

迷い犬・迷い猫を収容した場合は、ホームページにその写真や特徴を掲載するなど、元の飼主への返還に努めている。しかし、重要なことは、迷い犬・迷い猫にならないように適正に飼育すること、また、迷子になった場合に備え、飼い主が所有者明示（犬鑑札・名札、マイクロチップ）を確実にを行うことであるため、適正飼育及び所有者明示について、より一層の啓発に努めることとする。

動物愛護センターに引取られる犬猫の88%は飼主不明の犬猫であり、そのほとんどが野良犬・野良猫である。野良犬・野良猫は、子犬や子猫でも馴れないものもあり、成犬・成猫は訓練士が訓練しても人に馴れないケースが多く、咬傷事故を起こす恐れがあるなど一般住民への譲渡は難しいと考える。

譲渡が難しい野良犬・野良猫の殺処分を行わないためには、終生飼養を検討する必要があるが、動物愛護センターで引取った犬猫3,000頭を終生飼養する場合を試算すると、18億円/年という莫大な経費が必要となる。さらに、飼養する人の人件費や10年後には犬猫約3万頭を収容する施設が必要になるなど、その他にも経費が必要となる。莫大な経費がかかる現状のまま動物愛護センターで終生飼養することは、県民の理解と同意を得ることは難しいと考える。

野良犬・野良猫は飼い主がいいため返還できず、また、人に馴れないものがほとんどであるので譲渡するのも難しいのが実状である。現状では、民間での終生飼養を考慮しても現実的ではないため、まずは終生飼養の検討が可能な頭数まで野良犬・野良猫の引取り数を減らすことが肝要である。

これらのことから、「犬猫の返還・譲渡の促進」に対する考え方を表9に示す。

表9 「犬猫の返還・譲渡の促進」に対する考え方

項目	内容
収容施設の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のための検疫室や個別収容施設が必要 ・譲渡促進のためのグルーミング室や譲渡動物の展示施設などが必要 ・施設の老朽化のため、施設の多くの問題点を個々に改修するよりも、建替えたほうが合理的、経済的
動物愛護団体との連携の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き団体譲渡登録者と連携を密にしていくことや登録者を増やすことが重要 ・連携強化のために動物愛護団体と定期的に会合を設けることが必要 ・団体譲渡を効率的、継続的に行うため、一般住民への譲渡が難しい野良犬・野良猫の団体譲渡は慎重に検討することが必要
返還・譲渡の啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者に委託して動物愛護センターの犬猫譲渡制度のポスター・チラシを作成 ・ホームページの譲渡情報の充実 ・迷い犬・迷い猫を返還するため、適正飼育及び所有者明示（犬鑑札・名札、マイクロチップ）の啓発を強化
野良犬・野良猫の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・野良犬・野良猫は飼い主がいいため返還できず、また、人に馴れないものがほとんどであるので譲渡するのも難しいのが実状 ・現状では終生飼養は非現実的 ・終生飼養の検討が可能な頭数まで野良犬・野良猫の引取り数を減らすことが肝要

4 参考資料

- ① 動物愛護業務強化検討会の委員名簿
- ② 動物愛護業務強化検討会の日程・内容
- ③ 広島県動物愛護センターについて
- ④ 定時定点引取りについて
- ⑤ 返還・譲渡について
- ⑥ 殺処分数最多の新聞記事
- ⑦ 犬猫の殺処分数削減に向けた取組
- ⑧ 広島県動物愛護推進計画（概要版）

参考資料①

動物愛護業務強化検討会委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験者	広島市安佐動物公園 帝京科学大学	元園長 元教授	福本 幸夫
地域住民代表	広島県議会議員		岡崎 哲夫
	広島県議会議員		伊藤真由美
獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	専務理事	寺川 康彦
動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協会広島 県支部	支部長	宮崎 誠
行政機関	広島県動物愛護センター	所長	藤井 光子
	健康福祉局食品生活衛生課	課長	積山 宝

(敬称略)

参考資料②

動物愛護業務強化検討会の日程・内容

年月日	名称	開催場所	主な内容
6月2日 (月)	第1回検討会 (委員全員が出席)	広島県動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県動物愛護センター施設の視察 ・ 広島県動物愛護管理業務、定時定点引取り制度、犬猫の返還・譲渡の現状及び課題について協議
7月1日 (火)	第2回検討会 (委員全員が出席)	広島県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「定時定点引取り制度」及び「犬猫の返還・譲渡」の問題点や課題について協議
7月11日 (金)	先進地視察 (委員4名が参加)	横浜市動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市動物愛護センターの視察 (引取った犬猫の収容施設、譲渡用犬猫の収容施設、展示施設などの確認) ・ 保護・引取り業務や譲渡業務の実施状況等の照会
8月4日 (月)	第3回検討会 (委員全員が出席)	広島県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時定点引取り業務の廃止について議論 ・ 横浜市動物愛護センターの視察結果の報告、動物愛護センターの施設の改修について議論
9月11日 (木)	第4回検討会 (委員全員が出席)	広島県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護業務強化検討会報告書(案)の承認

広島県動物愛護センターについて

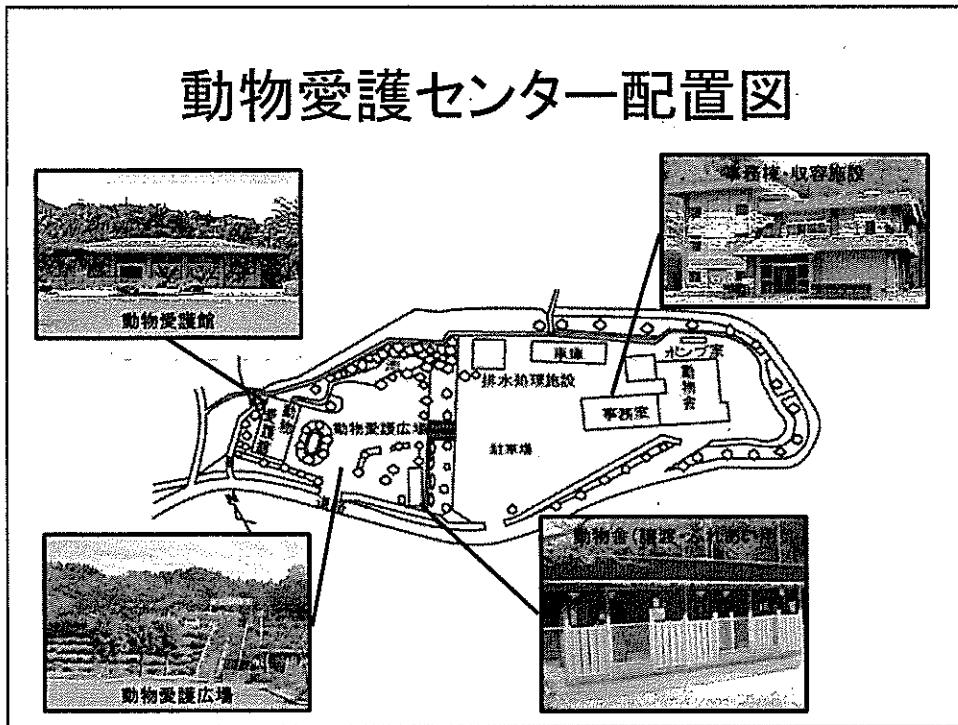


沿革

- 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく業務については、県内の各保健所に狂犬病予防員(獣医師)を配置して執行していた。
- 動物の保護及び管理に関する法律※(昭和48年法律第105号)が公布されたことに伴い、この法律に基づく業務とこの法律と密接な関係にある狂犬病予防法に基づく業務を一体的に遂行するため、昭和55年4月に広島県動物愛護センター(三原市本郷町)を設置した。

※ 平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称

動物愛護センター配置図



組織体制

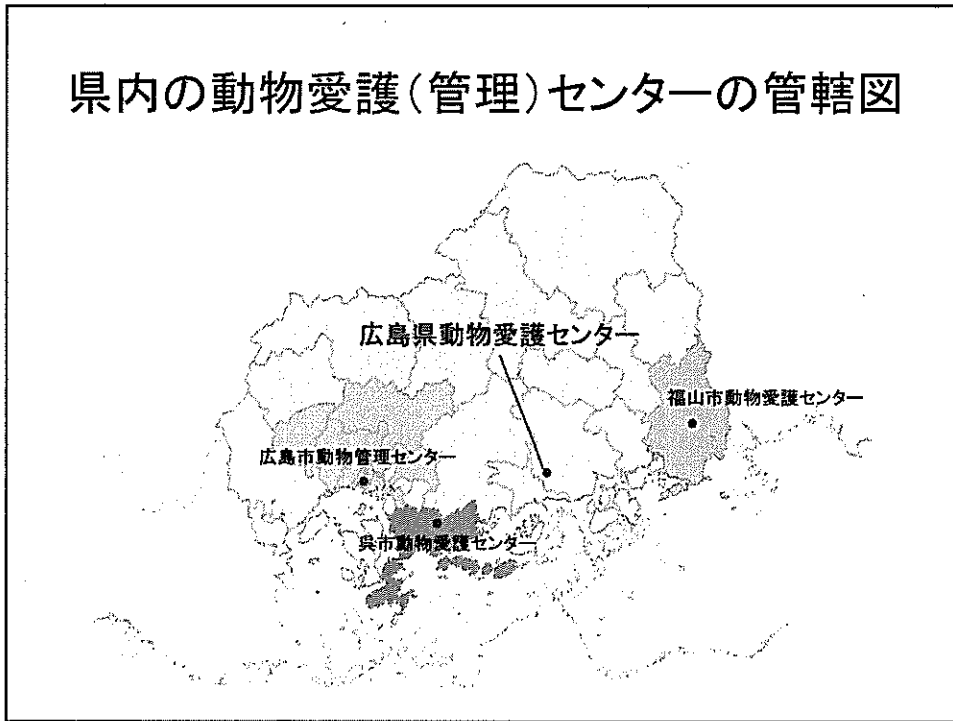
(平成26年4月1日現在)

単位:人

	事務吏員	技術吏員 (獣医師)	非常勤職員		計
			動物愛護相談員 (獣医師)	動物愛護専門 スタッフ	
所長		1(1)			1(1)
総務課	3(1)				3(1)
指導課		6(4)	3	12(7)	21(11)
合計	3(1)	7(5)	3	12(7)	25(13)

()内は女性職員の数

県内の動物愛護(管理)センターの管轄図



業務の概要

動物愛護管理業務

【愛護】

- ・動物愛護教室
- ・犬・猫の譲渡・返還
- ・しつけ方教室
- ・犬・猫の飼育講習会
- ・負傷疾病動物等の収容 など

【管理】

- ・特定動物の飼養許可・指導
- ・動物取扱業の登録・指導
- ・適正飼育相談・指導
- ・犬・猫の引取り
- ・人と動物の共通感染症等の調査研究

狂犬病予防業務

【危機管理】

- ・放浪犬等の保護
- ・狂犬病発生時の措置 など



定時定点引取りの現状について

定時定点の見直しの経過

年 度	昭和55年度	平成5年度	平成17年度	平成23年度
設置か所数	230か所	199か所	97か所	24か所

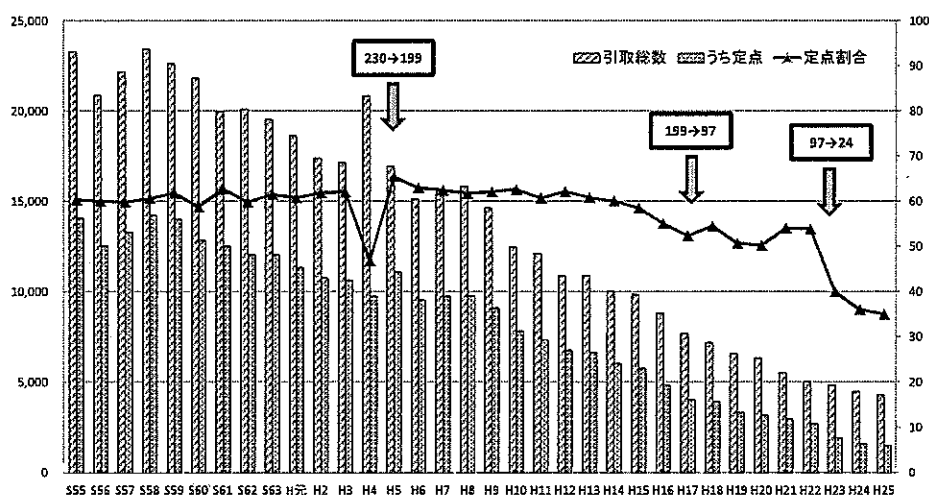
※ 平成23年7月から所有者からの犬猫の引取り有料化に合わせて大幅に削減

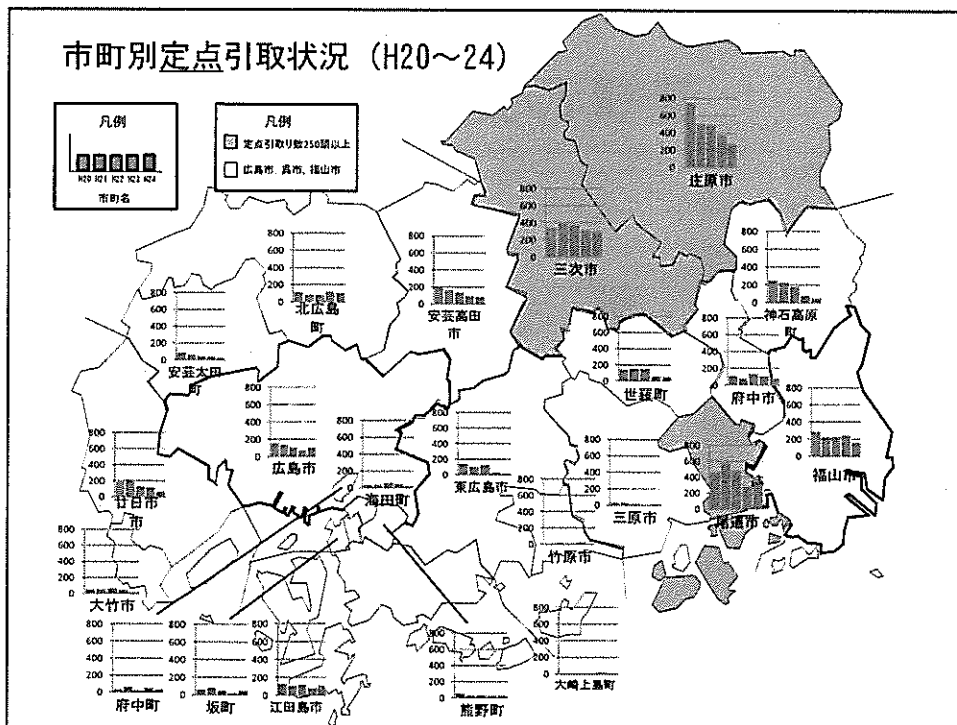
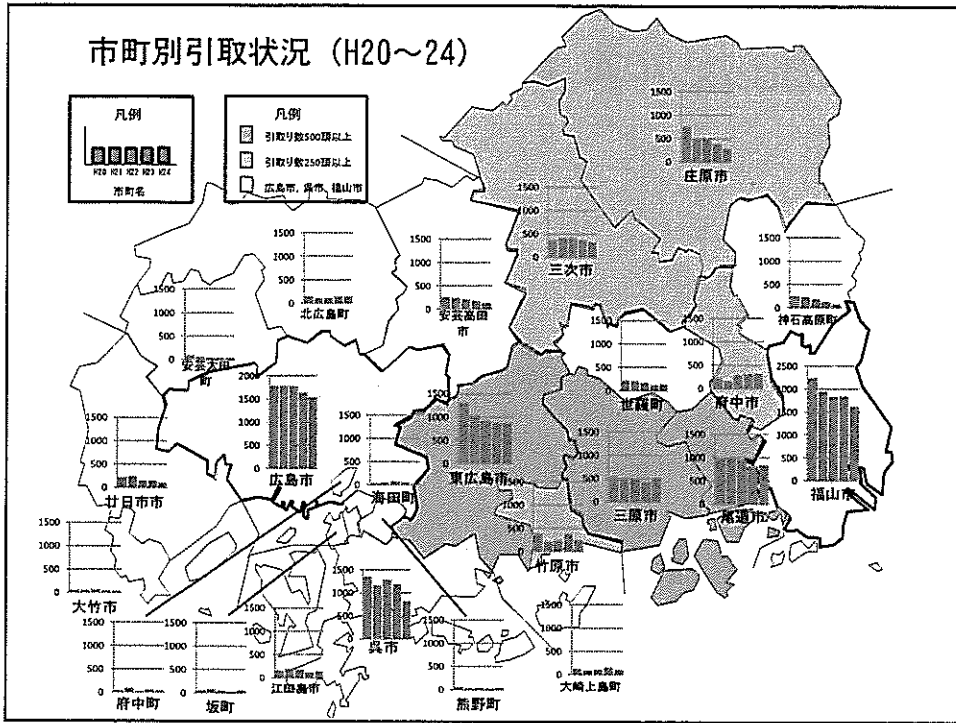
犬・猫の定点引取り日程 (H26.4.1現在)

西部ブロック11定点	東部ブロック5定点
竹原市(第1・3木曜日) 14:30 竹原市役所	三原市(第2・4木曜日) 13:30 東部建設事務所三原支所
大竹市(第1・3火曜日) 9:00 大竹市役所	尾道市(第1・3水曜日) 9:30 旧土地改良区堆肥所
東広島市(第2・4土曜日) 13:40 西部東保健所	11:20 神戸町公民館 (第2・4木曜日)
廿日市市(第1・3火曜日) 10:30 廿日市市役所	11:10 尾道市公会堂前
江田島市(第1・3木曜日) 9:50 江田島市役所	府中市(第2・4水曜日) 9:30 シルバー人材センター
府中町(第1・3火曜日) 13:50 府中町役場	北部ブロック7定点
薄田町(第2・4水曜日) 9:00 保健センター	三次市(第1・3火曜日) 10:30 三次市役所
熊野町(第2・4水曜日) 11:10 熊野町民会館	11:40 三次市役所三良坂支所
坂町(第2・4水曜日) 10:00 坂町役場	庄原市(第2・4水曜日) 9:00 庄原市役所
安芸太田町(第2・4木曜日) 9:30 安芸太田町加計支所	10:40 庄原市役所東城支所
北広島町(第2・4木曜日) 11:30 北広島町役場	安芸高田市(第1・3火曜日) 9:00 安芸高田市役所
	世羅町(第1・3火曜日) 14:00 甲山農村環境改善センター裏
	神石高原町(第2・4水曜日) 13:10 神石高原町役場

鳥居部センター対応定点
大崎上島町(第2火曜日)
10:20 大崎上島町役場大崎支所倉庫前

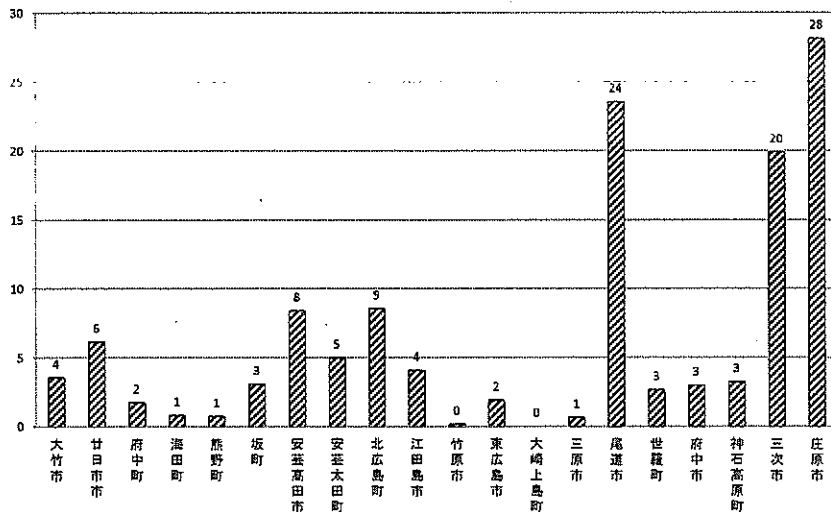
県動物愛護センターにおける定時定点引取りの推移



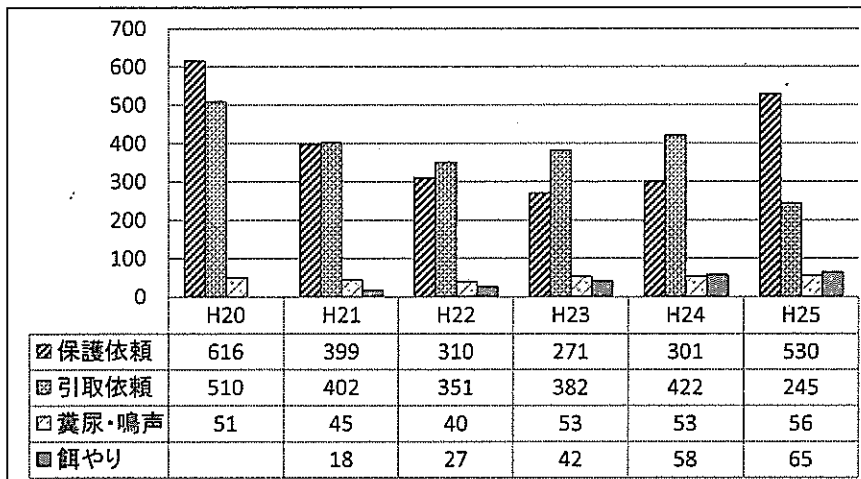


1か月あたりの定点での引取り数(平成25年度)

(頭数)



苦情の受付状況



* 保護:「狂犬病予防法」に基づく野犬の捕獲業務

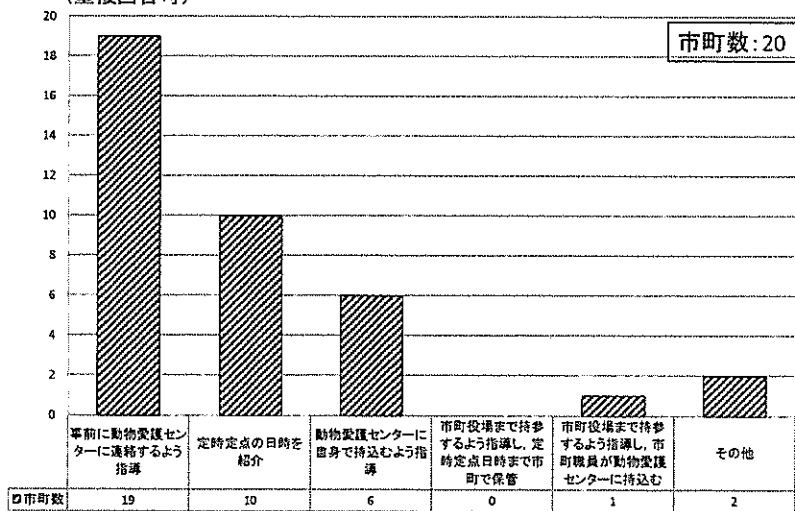
* 引取り:「動物愛護管理法」に基づく飼い主のいる飼えなくなった犬猫及び所有者不明の犬猫の引取り業務

定時定点方式による引取りに係る 市町アンケートの結果

(平成26年5月8日)

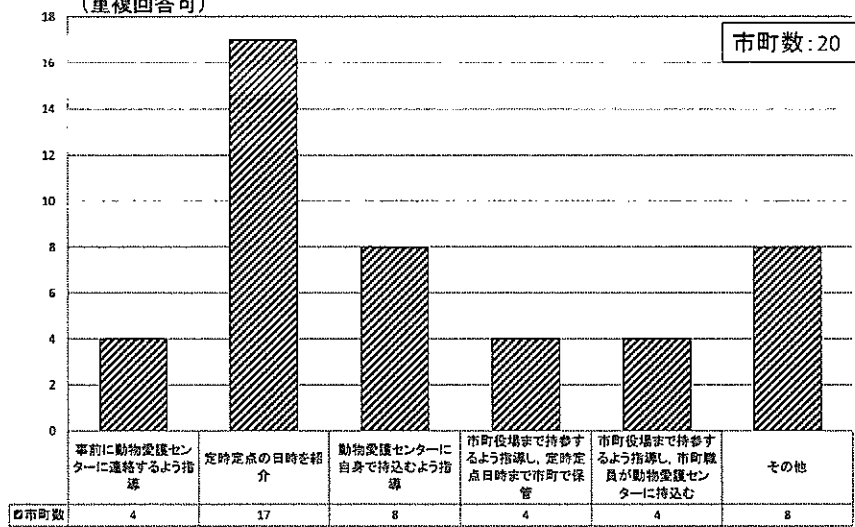
Q1 飼い犬・飼い猫の引取りについて、住民から相談があった場合、貴市町では現在、どのように対応していますか。

(重複回答可)



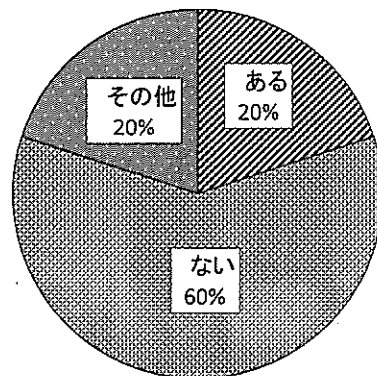
Q2 飼主不明の犬猫の引取りについて、住民から相談があった場合、貴市町では現在、どのように対応していますか。

(重複回答可)

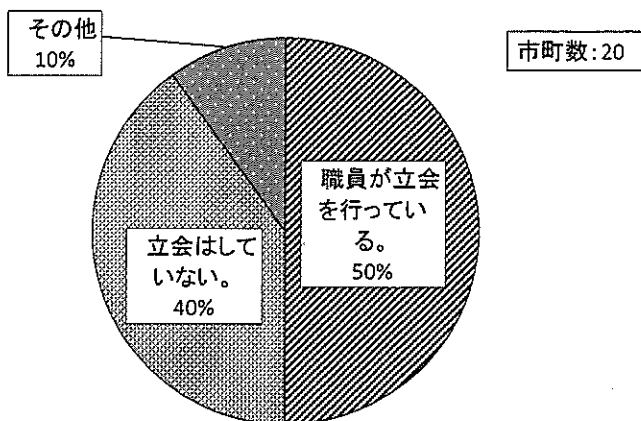


Q3 住民から犬猫(飼い主不明を含む)の一時保管を求められた場合、その犬猫を一時保管する場所がありますか。

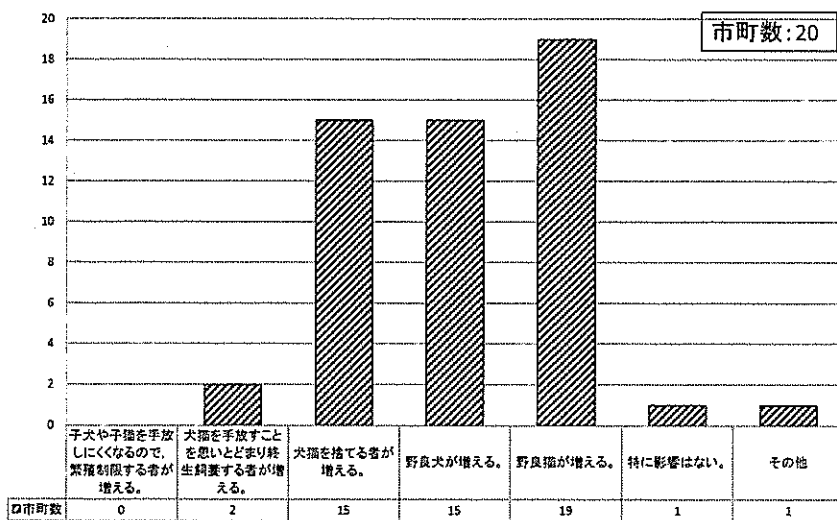
市町数: 20



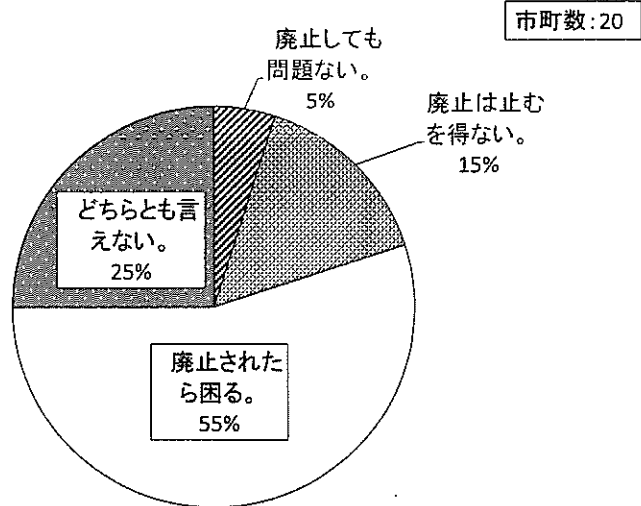
Q4 貴市町定点場所での犬猫の引取りへ立会っていますか。



Q5 定時定点方式による犬猫の引取りを廃止した場合、どのような影響がでると思いますか。(重複回答可)



Q6 貴市町定点場所での犬猫の引取りを廃止することについて、どう考えますか。



定時定点廃止に肯定的な意見をした理由

- 殺処分数削減に取り組んでいることを考えると廃止はやむを得ない。
- 全国的に定時定点方式の引取りを行っている自治体が少ない。
- 定時定点の利用実績が少ない。

定時定点廃止に否定的な意見をした理由

- 動物愛護センターまで遠いため、犬猫を持ち込む市町職員や住民の負担が大きくなる。
- 犬猫の遺棄が増える。
- 野良猫の糞尿等の被害が増える。
- 市町に対して引取り依頼があった場合、飼育施設がなく対応が不可能である。
- 高齢化率が高く自力で持ち込むことができない住民が多い。

定時定点を廃止した場合の代替措置

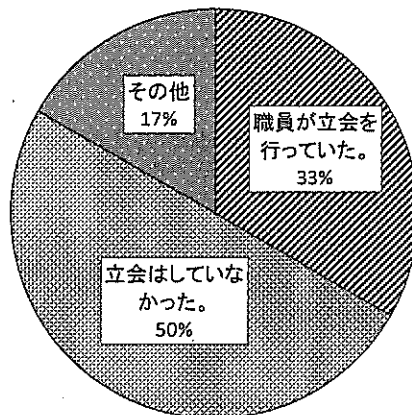
- 動物愛護センターの保護(捕獲)作業を強化する。
- 各自治体へ大型サークルを無償提供する。
- 地域猫活動など住民に納得いただける方法を確立する。
- 飼い猫・野良猫の不妊去勢手術費用を補助する。
- 交通手段を持たない住民に支援する。
- 市町職員が動物愛護センターまで持ち込まなくても良くなるような措置を行う。
- 県西部地域における引取場所を確保する。
- 各市町の取組に対して財政的な支援を行う。

他県の状況

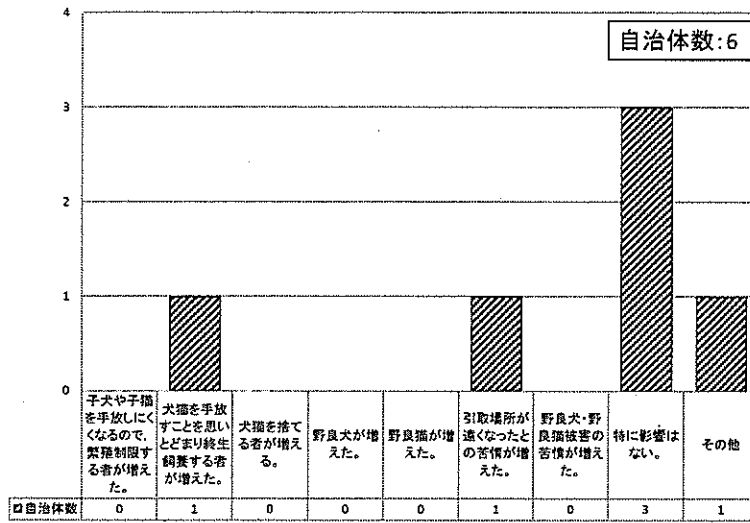
定時定点引取りの廃止など引取場所を
大幅に削減した自治体の調査結果

引取り場所を大幅削減する以前、引取り場所での犬猫の引取りへの立会を実施していたか。

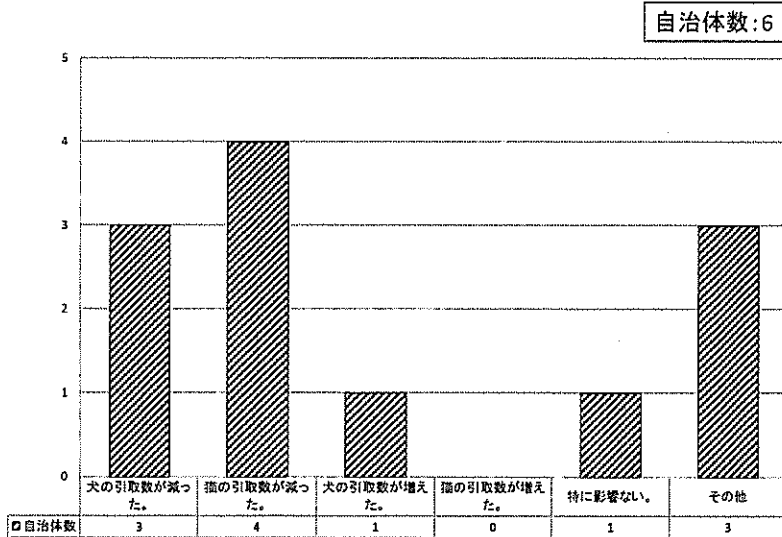
自治体数:6



犬猫の引取り場所を大幅削減した結果、どのような影響がでましたか。(重複回答可)



犬猫の引取り場所を大幅削減した結果、犬猫の引取数にどのような影響がでましたか。(重複回答可)



野良犬・野良猫の増加への対策

- 適正飼養の普及啓発を並行して実施した。
- 県獣医師会，県警本部と連携して，動物の遺棄防止を呼びかけるポスター等の作成を行った。
- 野良猫の不妊去勢手術費用の助成など地域猫活動を支援した。

引取場所が遠くなった者への対策①

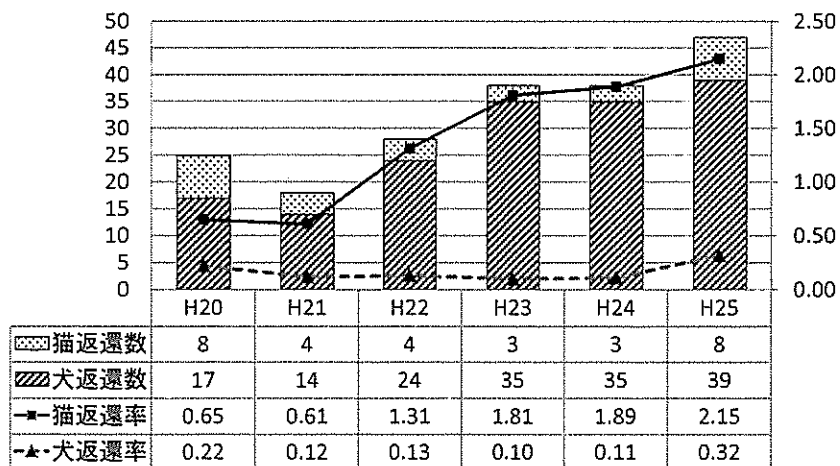
- 民間委託により，各市町村・各警察署で一時保護している犬猫を収容することとした。
- やむを得ない理由により引取場所へ来られない事例を想定し，保健所等で臨時的に引取ることができる規定を設けた。
- 引取り窓口へ持参できない場合，市町村や住民に過大な負担が生じないように，飼い主宅まで出向いて引取る例外対応を考慮した。

引取場所が遠くなった者への対策②

- 市町村に対し、犬猫の引取り依頼の取次を依頼した。
- 地域特性等を考慮しつつ、段階的に引取場所を集約した。
- 引取場所が集約化されることを、HP、広報などで事前に周知した。

犬猫の返還・譲渡の現状について

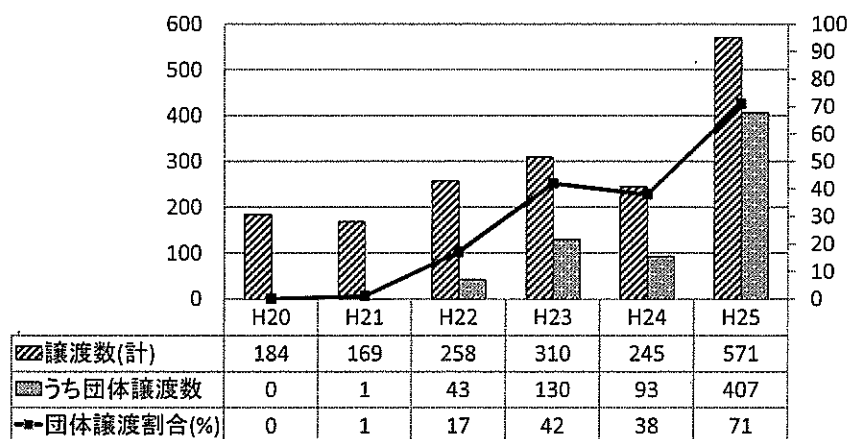
犬猫の返還の状況



犬猫の譲渡及び団体譲渡の状況①

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
団体登録数	0	3	7	9	12	17	
犬	譲渡数(計)	151	147	219	256	192	461
	うち団体譲渡数	0	1	43	120	74	332
	団体譲渡割合(%)	0	1	20	47	39	72
猫	譲渡数(計)	33	22	39	54	53	110
	うち団体譲渡数	0	0	0	10	19	75
	団体譲渡割合(%)	0	0	0	19	36	68
計	譲渡数(計)	184	169	258	310	245	571
	うち団体譲渡数	0	1	43	130	93	407
	団体譲渡割合(%)	0	1	17	42	38	71

犬猫の譲渡及び団体譲渡の状況②



犬猫の譲渡数は増加している。平成22年度から団体譲渡数が増えており、年々団体譲渡の占める割合が増加している。

野良犬・野良猫について

飼主不明の犬猫の引取りの割合

(平成24年度)

全国	76 %
広島県	88 %

※ 広島県: 県管轄のみ



・広島県は飼主不明の犬猫の引取りの割合が高く、飼主不明のうちのほとんどが野良犬・野良猫である。

動物愛護センターに收容する犬猫全頭を終生飼養する場合の経費

【犬猫の飼育に必要な経費】

犬猫別	1か月支出総額 (円)	1年支出総額 (円)
犬1頭飼育者 (n=705)	6, 571	78, 852
猫1頭飼育者 (n=362)	4, 247	50, 964

※ (一社)ペットフード協会調べ

【收容後の生存年数】

10年 (犬14歳、猫15歳から推定)

※ (一社)ペットフード協会調べ

【全頭終生飼養の年間経費】

犬猫別	最初の1年間	10年後
犬	78, 852千円 (78, 852円×1, 000頭 ^{※1})	788, 520千円 (78, 852円×10, 000頭)
猫	101, 928千円 (50, 964円×2, 000頭 ^{※2})	1, 019, 280千円 (50, 964円×20, 000頭)
犬猫計	180, 780千円	1, 807, 800千円

※1 (H25絶分數1, 399頭から推定)

※2 (H25絶分數2, 374頭から推定)

平成 26 年 8 月 4 日

動物愛護先進地視察報告書

1 趣旨

殺処分削減に向け、広島県動物愛護センターにおける動物愛護業務の強化について、定時定点引取り業務及び譲渡の促進等の具体的な施策を総合的、抜本的に検討するために、本年度から新たに、動物愛護業務強化検討会(6～9月までに計4回を予定)を開催することとした。この検討会において、返還・譲渡の促進に係る取組み等の検討項目の参考とするために、動物愛護先進地の視察を行う。

2 日程

平成 26 年 7 月 10 日 (木) ～7 月 11 日 (金)

※ 視察は 7 月 11 日 (金) 10 時から 12 時まで

3 視察地

横浜市動物愛護センター (横浜市神奈川区菅田町 7 5 - 4)

4 参加者

氏名	所属等
岡崎 哲夫	広島県動物愛護事業強化検討会委員 広島県議会議員
伊藤 真由美	広島県動物愛護事業強化検討会委員 広島県議会議員
宮崎 誠	広島県動物愛護事業強化検討会委員 公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支部長
藤井 光子	広島県動物愛護事業強化検討会委員 広島県動物愛護センター所長
松岡 俊彦	広島県健康福祉局食品生活衛生課 食品衛生担当監
東久保 靖	広島県健康福祉局食品生活衛生課 乳肉水産 G L

5 視察報告

(1) 横浜市動物愛護業務 (資料①)

○ 平成 26 年度の主な取組みについては、①動物の愛護・適正飼育普及啓発事業、②猫の不妊去勢手術推進事業、③災害時のペット対策の推進と地域防災拠点への支援などである。

①動物の愛護・適正飼育普及啓発事業

・市民向け教室として、しつけ相談室、飼育体験教室、犬お手入れ教室、お散歩マナー教室などを開催している。

しつけ相談室等には、訓練士のボランティアを積極的に活用している。飼育体験教室では、譲渡動物の世話の体験を実施しており、ここでもボランティアを活用している(なお、ボランティアは、教室等以外にもセンターでの犬猫の世話等にも協力している)。

マナー教室は、18区役所で開催しており、センター職員が出張して講演している。

・動物愛護行事としては、動物愛護週間に行う動物愛護フェスタがあり、昨年度は山下公園で開催し、約15,000名の来場があった。

他に、保育園児等を対象としたなかよしどうぶつまつりがあり、センターの予算でバスによる送迎を行っている。

高齢動物セミナー、譲渡動物同窓会なども開催している。

・動物に関する相談などは、18区役所とセンターを窓口として行っており、相談内容は、糞尿や鳴き声による苦情などが多い。また、平成25年6月に横浜市猫の適正飼養ガイドラインを作成して、猫の相談等に対応している。

②猫の不妊去勢手術推進事業

・手術費用の助成を行っており、上限5,000円として6,000頭、計3,000万円の予算を確保している。なお、この助成には、飼い猫も対象となる。実績としては、年4,500頭程度である。

③災害時のペット対策

・ペットの防災関連展示やペットとの同行避難訓練の実施及び支援を行っている。

④その他

・犬猫のマикроチップ装着費用助成については、1頭1,500円として1,000頭、計150万円の予算を確保している。平成24年度の実績は、約800頭である。

・収容動物の譲渡事業については、譲渡前講習会の受講者に対する個人譲渡、団体譲渡(登録団体23団体)、獣医師が適正飼養を説明して譲渡する動物病院を經由した譲渡(主に猫)を実施している。獣医師会の譲渡は、猫が年に160~180頭程度である。

なお、譲渡前講習会の受講後に譲渡することとしているので、譲渡会は実施していない。

・飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業については、モデル地域として登録申請を行えば、申請地域の調査を行い、対象猫の不妊去勢手術をセンター等で無償実施するものである。現在、2地区を登録している。

・狂犬病の予防業務については、横浜市でも年々接種率が下がっていることから、その対策を検討しているところである。

他にも、動物取扱業の登録及び監視指導、特定動物の飼養保管許可の業務も実施している。

・動物愛護団体や市民ボランティアとの協働体制については、現在、譲渡対象の犬猫の飼養管理にボランティア等が協力しているところであり、29人が市民ボランティアとして登録している。横浜国立大学の猫活動サークルも登録している。

・市民利用施設としての施設利用については、センターには研修室、動物が入れる飼育体験実習室、芝生のふれあい広場等があり、サークル活動、町内会活動に広く利用できる。平成24年度には、2,533名が利用した。

(2) 施設見学（横浜市動物愛護センターリーフレット）

- 当該施設は、平成 23 年 5 月に新設オープンのため、ハード面ではほとんど問題がない。

しかしながら、センターの前身は横浜市畜犬センターであり、猫の収容、譲渡等は獣医師会に委託していたことから、猫の収容数については想定が困難であった。現在、猫の収容数が想定以上のため、収容から譲渡施設までの観察室、飼養施設等が不足しており、パルボウイルスの感染防止等の個別管理の対応が最大の課題となっている。

①猫観察舎、猫保護室

- ・引取りされた猫は、区役所から搬送されプラットフォームを通り、最初に、臨時に増設した猫観察舎（一時保管室）へ収容されて、パルボ等の疾病の観察が行われる。

ここで問題のなかったものについては、猫観察舎に移され、更に疾病の観察を行う。

その後、猫保護室に移し、譲渡の判定及び返還が行われ、譲渡適正猫については、ワクチン接種、不妊去勢手術が行われて、猫ふれあい室へ移される。

②犬観察舎、犬保護室

- ・保護、引取りされた犬は、最初に、約 20 室ある個別飼育の犬保護室及び犬観察室に収容される。ここで飼養しながら譲渡の判定及び返還が行われ、譲渡適正犬については、ワクチン接種、不妊去勢手術が行われ、犬ふれあい室へ移される。

③グルーミング室

- ・収容された犬猫のカットや洗浄を行っている。

④犬ふれあい室（譲渡施設）

- ・70 室あまりあるが、部屋の上部は開放されており、空調が通っている。各室には、個別ではないがテラス（小さな運動場）があり、部屋の清掃時にはテラスに犬を退避させる。

⑤猫ふれあい室（譲渡施設）

- ・全室エアコン、脱臭器が設置されており、計 5 室あるが、1 室毎に収容数に応じて猫ケージを積み上げて収容している。世話は市民ボランティアが行っている。

⑥処置室（手術室、レントゲン室が付属）

- ・収容動物のワクチン接種、治療、不妊去勢手術、麻酔薬による安楽死処分等を行う。

犬の場合、概ね 1～3 ヶ月飼養して人に慣れなければ、安楽死処分となる（処分要綱により 2 名以上で判断）。安楽死処分後は、冷凍して、市営斎場で焼却される。処分数は、自然死等を含んで年間犬 50～100 頭、猫 1,000 頭程度である。

⑦その他市民利用施設

- ・300 人収容可能な視聴覚室兼研究室、しつけ教室等に利用できる動物が入れる飼育体験実習室等がある。

(3) その他

○ 動物愛護センターの業務

・引取り及び苦情・相談窓口である 18 区役所の総括，譲渡業務（健康チェック，不妊去勢手術を含む），安楽死処分，啓発業務，更に，本庁業務を持っており，予算業務も所掌している。

○ 区役所業務

・18 区役所では，曜日を決めて犬猫の引取りを実施している（センターでは行っていない）。区役所には犬舎等の一時保護施設はあるが，原則，引取った動物は引取り当日にセンターが受け取りに行く。他に，苦情，相談業務を行っている。

○ 横浜市における犬の収容頭数等

・犬の収容頭数は年約 400 頭，うち半分（約 200 頭）が返還され，120 頭余りが譲渡される。残りは致死処分となっている。

飼い主からの引取りは，70～80 頭であり，広島県と比べるとかなり多い。

飼い主不明犬は，300 頭余りであるが，野良犬は全くおらず，飼い犬の遺棄等が多いとのことであった。猫の餌やりはいるが，犬の餌やりはいない。

○ 猫の収容頭数等

・猫の収容頭数は，年約 1,500 頭，うち 500 頭余りが譲渡され，残り 1,000 頭は致死処分となっている。

収容頭数のほとんどが飼い主不明猫であり，そのほとんどを乳飲み仔が占める。

○ 終生飼養

・譲渡対象となった動物については，譲渡希望がなければ，原則，終生飼養となる。

しかしながら，収容動物全ての終生飼養は，多額の飼養費が必要なために住民の理解が得られないことから，行政での対応は困難であると考えている。

センターはシェルターではないので，民間のシェルターとどのように連携できるか検討が必要であると考えている。

○ 獣医師による動物病院を經由した譲渡

・獣医師からの譲渡の流れは，開業獣医師が希望者に適正飼養について説明した後，センターに該当猫の有無を照会し，該当猫がいればセンターが搬送するというものである。

なお，ワクチン，不妊去勢は獣医師に依頼して実施しているが，これ以外の譲渡では，センターが全てワクチン，不妊去勢を実施している。

・この譲渡では，譲渡後，すぐに死んだ場合は獣医師から苦情が来るので，感染症のチェックが課題である。

○ 不妊去勢及びマイクロチップの助成

・これらの助成は，いずれも以前は措置前申請であったが，事務作業が煩雑であったことから，今年度から措置後申請としている。

○ 動物愛護センターの総工費

・総工費は、約 38 億円であり、内訳は、建物 13 億円、買い足した土地 18 億円、付属道路 5 億円、造成・植栽 1 億円、その他である。

また、まちづくり交付金を活用している。

○ 動物愛護センターの組織、運営等

・センター職員は 24 名で、そのうち、獣医師は 11 名である。

・センターの運営費は、人件費を除いて 1 億 8,000 万円である。なお、施設の清掃、収容動物の給餌給水は、業者委託している。

・また、センターの新設時には、指定管理者制度を検討したが、結局、管理者希望者が断ったことで、センターが運営することとなった。

○ 市民行事

・まちづくり交付金を活用したことから、センターには市民施設が併設されており、市民行事も開催される。これらの市民行事に参加することで、より市民にアピールすることができるという利点がある。

ただし、業務多忙のため、内容の伴った行事を行うことが難しいので、今後、内容等について検討が必要であると考えている。

動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務委託仕様書

1 事業の目的

県民への動物愛護管理法の積極的な周知及び動物愛護についての普及啓発活動の強化を図り、犬猫の殺処分数を削減することを目的とする。

2 業務委託

犬猫の殺処分数を削減するため、動物愛護を推進する著名人を招いた大規模な講演会を企画し、開催する。また、動物愛護に関するポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）を作成し、啓発活動を行う。

項目	内容
講演会の企画、会場手配	派遣先が希望するテーマに即した講演会を企画・開催する。 講演会場借上料等の支払等は、受託事業者が行う。
参加者とりまとめ	講演会への参加の事前受付及び参加決定通知を行う。
講演内での催し	講師の講演前に、観客動員が可能な催し物を行う。 (動物に係るものが望ましい)
講師の選定	派遣先が希望するテーマに即した講師を選定する。
調整等	派遣先、講師との調整を行う。 講師への謝金及び費用弁償の支払等は、受託事業者が行う。
広告企画及び講演会宣伝用・啓発用資材作成	派遣先が希望するテーマに即した講演会及び動物愛護啓発に係るポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）を作成する。 作成費の支払は、受託事業者が行う。
成果品の提出	講演会場利用の実績及び資料 講師派遣実績及び講演会資料 講演会用・啓発用資材の作成実績及び資料

3 講師の予定人数

- (1) 講師 1名
- (2) 講師の条件 動物愛護に関する知識及び活動実績を有する、講演が実施可能な著名人とする。

4 講演会用・啓発用資材の予定作成数

- (1) 講演会宣伝用ポスター 100 枚
- (2) 啓発用ポスター 600 枚
- (3) 啓発用チラシ 15,000 枚
- (4) 啓発用ポケットティッシュ 15,000 枚
- (5) 啓発用エコバック 3,000 枚

5 業務実施期間

契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日まで

6 契約

(1) 契約の締結

県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 契約の条件等

本業務委託契約書のほか、広島県契約規則（昭和39年規則第32号）及び広島県会計規則（昭和39年規則第29号）の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金はこれを免除する。

(4) 委託料の内容

ア 事業費は、「講師人件費」、「ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費」、「事業実施に必要なその他の経費」とする。

イ「講師人件費」は、総事業費の4分の1以上とすること。

ウ「ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費」は、総事業費の2分の1以上とすること。

エ 講師人件費

(ア) 講師料

(イ) 講演会出席のための旅費等の諸手当

オ ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費

(ア) 広告企画費、ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）の印刷料

(イ) ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）の印刷料等の諸費用

カ 事業実施に必要なその他の経費

(ア) 既存雇用者（社員等）の人件費。ただし、本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。

(イ) 消耗品（税抜き単価が3万円未満のもの）購入費

(ウ) 機械・機器のレンタル料、リース料

(エ) 通信、運搬、会場借上、その他事業を実施するために必要と認められる経費

キ 対象とならない経費

(ア) 購入代金が3万円以上の機械・機器等の購入経費

(イ) 土地・建物を取得するための経費

(ウ) 施設や設備を設置又は改修するための経費

(エ) 失業者の能力開発を目的とする研修費用等の経費

(オ) その他事業との関連が認められない経費

ク その他の留意事項

本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 受託事業者は、本委託業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、本委託業務で知り得た県及び受け入れ先企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託事業者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

8 再委託等の制限

受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

9 その他

- (1) 受託事業者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託事業者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

(別紙)

企画提案の内容

	区 分	企画提案書に記載を求める事項	留意事項
1	業務概要	業務実施に当たっての基本的な考え方	
2	講演会の企画	講演会の企画, 参加者とりまとめ	・具体的な実施方法を説明すること
3	講師の選定	講師等選定及び講師等との調整方法等	・講師は, 動物愛護に関する知識及び活動実績を有し, 講座が実施可能な者
4	広告企画及び講演会宣伝用・啓発用資材作成	動物愛護に関する広告企画方法	・啓発内容を統一して広報する方法を説明すること。
5	スケジュール	契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日までのすべての業務に係るスケジュール	
6	業務実施体制	①管理運営組織体制 (責任者, 人員配置及び役割分担, 県との連絡体制等) ②個人情報の保護に関する事項	・業務運営上取り扱った個人情報について, 厳正に管理するための体制を明示すること。
7	そ の 他	①本事業実施における御社の優位性 ②独自の追加提案等	・特記すべき事項があれば, 説明すること。

- ・簡潔に記載すること。
- ・文書を補完するためのイメージ図等の使用は可能。

平成 25 年 6 月 24 日 (月)

犬猫殺処分広島県が最多

8340匹野良の対策急務

広島県内の四つの動物愛護施設が2011年度に殺処分した犬と猫が計8340匹に上り、都道府県で最多だったことが環境省のまとめで分かった。野外で繁殖する犬猫が多いため、引き取りの有料化などにより抑制効果は出ているものの、動物愛護団体は「殺さないための努力をさらに進めるべきだ」と訴える。(衣川圭)

2011年度の犬と猫の

順位	都道府県	犬	猫	計
1	広島	2,342	5,998	8,340
2	兵庫	1,444	6,330	7,774
3	福岡	1,880	5,588	7,468
4	大阪	871	6,557	7,428
5	愛知	1,391	5,274	6,665
10	山口	1,721	3,816	5,537
24	岡山	905	2,312	3,217
40	島根	460	1,490	1,950
43	鳥取	242	1,170	1,412
	全国計	43,606	131,136	174,742

同県内では動物愛護管理センター(三原市)と広島、呉、福山の3市の施設が、飼えなくなった犬猫や野良犬、野良猫を引き取る。11年度、犬は3300匹持ち込まれ、返還は6匹、譲渡は321匹、殺処分されたのは95匹が飼い主に返還された。675匹に新たな飼い主が見つかった。引き取り先がなく殺処分されたのは342匹。猫は6312匹持ち込まれ、返還は6匹、譲渡は5998匹が殺処分された。殺処分は計8340匹。県と呉市が11年7月から引き取りを有料にしたことで、10年度に比べ788匹(8.6%)減少した。ただ10年度に都道府県最多だった大府府は20.7%減の7428匹、ワーストだった愛知県も27.4%減の6665匹になった。大府府は6年前から病気やかみ癖がなく、いったん譲渡すると決めた



広島県動物愛護センターの施設内に収容された犬 (三原市本郷町)

11年度

た犬は飼い主が決まるまで保護する。愛知県は、県内全域で引き取りを有料化。それらの効果が働いたとみられる。

両府県が大きく減らす中、ワースト3だった

クリック

犬、猫の殺処分 都道府県などが条例に基づき、引き取った犬猫の返還、譲渡先が見つからない場合に殺処分にする。二酸化炭素を使つて飼育させる方法が一般的。広島県によると殺処分数(広島市分を除く)は1983年の2万1415匹がピーク。その後は

動物愛護意識の高まりで減少してきた。県と呉市は2011年7月、生後91日以上で1匹2千円、91日未満で400円の引き取り手数料の徴収を開始。広島市も昨年7月に有料化し、福山市も検討する。動物愛護管理法(議院立法で1973年成立。9月施行の改正法は自治体が引き取った犬猫を育てるだけ飼いきり上げられる。主に返還したり、新しい飼い主に譲渡するよう努めることを明文化。相応の理由がない場合に引き取りを拒否できる)とした。東日本大震災を教訓に、災害時の救済を都道府県の動物愛護管理推進計画に位置付けることも盛り込まれた。飼育放棄や動物の遺棄に対する罰金は、50万円以下から100万円以下に引き上げられる。

た広島県が最多となった。食品生活衛生課は「残念だ。動物の命を

救いたい思いは変わらない。責任を持ってペットを飼ったり、不妊・去勢をしたりする大切さを啓発し殺処分を減らしたい」とする。同県では11年度に施設へ持ち込まれた9518匹のうち8割以上が所有者不明。野良犬と野良猫をどう減らすかが急務だ。野犬への苦情が昨年度、過去最多の81件に増えた尾道市は「住民や観光客が顔をあげたり、鼻に挿りて来たりして増えている」と指摘する。

同県神石高原町は「犬の殺処分ゼロ」を掲げ、12年7月からPO法人と連携して町内で保護した犬の飼い主探しを進める。殺処分ゼロは現在も継続中だ。13年度から飼い犬と飼い猫の不妊・去勢費用の助成も始めた。日本愛玩動物協会県支部の宮崎誠事務局長は「不妊手術に助成したり、保護シェルターを設けたりして繁殖をさせないなど、野犬や野良猫を増やさない取り組みを強化するべきだ」としている。

犬猫の殺処分削減に向けた取組について

平成25年12月

広島県動物愛護管理推進協議会作業部会

広島県内の各動物愛護（管理）センターに收容された犬猫の平成23年度の殺処分数が全国一になったことに伴い広島県動物愛護管理推進協議会に本作業部会を設置した。平成25年10月1日以降、本作業部会を4回開催して犬猫の殺処分削減に向けた取組を検討し取りまとめを行ったので報告する。

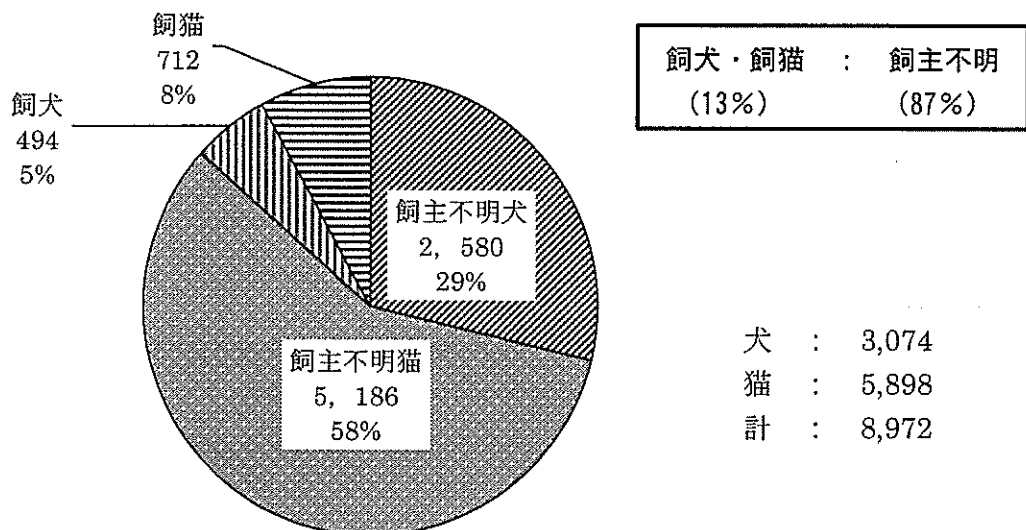
作業部会の開催状況

会議	開催日	参加者	協議内容
第1回作業部会	10月1日（火）	行政	犬猫の殺処分削減に向けた取組について多様な意見を出しあった。
第2回作業部会	10月23日（水）	行政	第1回に出しあった意見から実現の可能性を考慮し、取組の絞り込みを行った。
第3回作業部会	11月27日（水）	行政、県獣医師会、動物愛護団体（2団体）	民間団体（県獣医師会、動物愛護団体）を招き、第2回に絞り込みを行った取組について協議し、了承された。
第4回作業部会	12月18日（水）	行政、動物愛護団体（2団体）	民間団体（動物愛護団体）を招き、「野良犬（野良猫）対策協議会の設置」、「地域猫活動の推進」について取組スケジュールなどについて協議し、了承された。

野良犬・野良猫対策（重点課題）

平成24年度に県内の動物愛護（管理）センターに收容された犬猫8,972頭のうち、飼い主不明の犬猫が8割以上（犬2,580頭（29%）、猫5,186頭（58%））を占めており、そのほとんどは野良犬・野良猫である。一方、飼い犬・飼い猫の收容は全体の13%に過ぎない。これらのことから犬猫の殺処分数を削減するには、今回挙げた取組の中でも特に野良犬・野良猫対策の取組が重要である。

県内動物愛護（管理）センターの犬猫の收容状況（平成24年度）



犬猫の殺処分削減に向けた取組

区分	取組	取組の内容
野良犬・野良猫対策（重点課題）	野良犬・野良猫対策の周知	行政機関、獣医師会、関係団体及び動物愛護推進員は野良犬・野良猫問題について、共通の認識を持ち、連携して飼い主や地域住民に対し「捨て犬、捨て猫、犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」について、よりわかりやすい方法で周知を図る。
	地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立	市町及び地域住民に対し、野良犬・野良猫問題は地域が主体となって解決すべき問題であることを周知するとともに、長期的視野に立って連携して対策が検討できるよう市町または自治会単位での野良犬（野良猫）対策協議会の設立を支援する。平成 26 年度中にモデル地区を選定し、モデル事業を実施する（2 地区程度）。
	地域猫活動の推進	住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動について、平成 26 年度から行政機関、獣医師会、関係団体等で実施方法を検討した上でモデル地区を選定し、モデル事業を開始する（4 地区程度）。
	引取る犬猫に関する情報の収集	地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に、餌やりをしている人や野良犬の親の居場所を把握するなどのために、引取る犬猫に関する情報の収集に努める。
飼犬・飼猫対策	引取拒否できる旨のただし書きの適正な運用	動物愛護管理法の改正により終生飼養の原則に反すると認められる犬猫の引取りについて、拒否できる旨のただし書きが追加されたため、動物愛護（管理）センター窓口や定点においてこれを適正に運用し終生飼養の徹底を図る。
	飼主責任の周知	飼犬・飼猫は終生飼養することが大原則であるが、どうしても飼えなくなった場合に、安易に動物愛護センターに引取りを求めるのではなく、「自分で譲渡先を探すなど飼主責任において対処する。」という考え方を行政、獣医師会、関係団体等の共通認識とし、飼主・住民に周知を図る。
	元の所有者への返還の推進	飼い主不明の犬猫が、円滑に元の所有者に返還できるようにするため、所有者情報を犬猫に取り付けるよう啓発する。また、迷子の犬猫の写真を載せるなどホームページの迷子の犬猫情報の充実を図り、飼い主への返還に努める。
譲渡の推進	団体譲渡の推進	動物愛護団体と連携し、団体への譲渡を積極的に行う。
	ホームページの譲渡情報の充実	個人への譲渡を推進するため、ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載する。また、県、広島市、呉市、福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図る。
教育との連携	学校飼育動物の適正飼養講習の推進	県獣医師会が実施している学校飼育動物の適正飼養講習を継続的に取組む。
	命を考える動物愛護教室の推進	県動物愛護センターが実施している動物愛護教室について、保育園、幼稚園、小学校低学年を対象とした「動物とのふれあいを中心とした動物愛護教室」から、徐々に小学校高学年以上を対象とした「命を考える動物愛護教室」にシフトしていく。また、「命を考える動物愛護教室」の講習内容を教育委員会に周知する。

広島県動物愛護管理推進計画 (概要版)



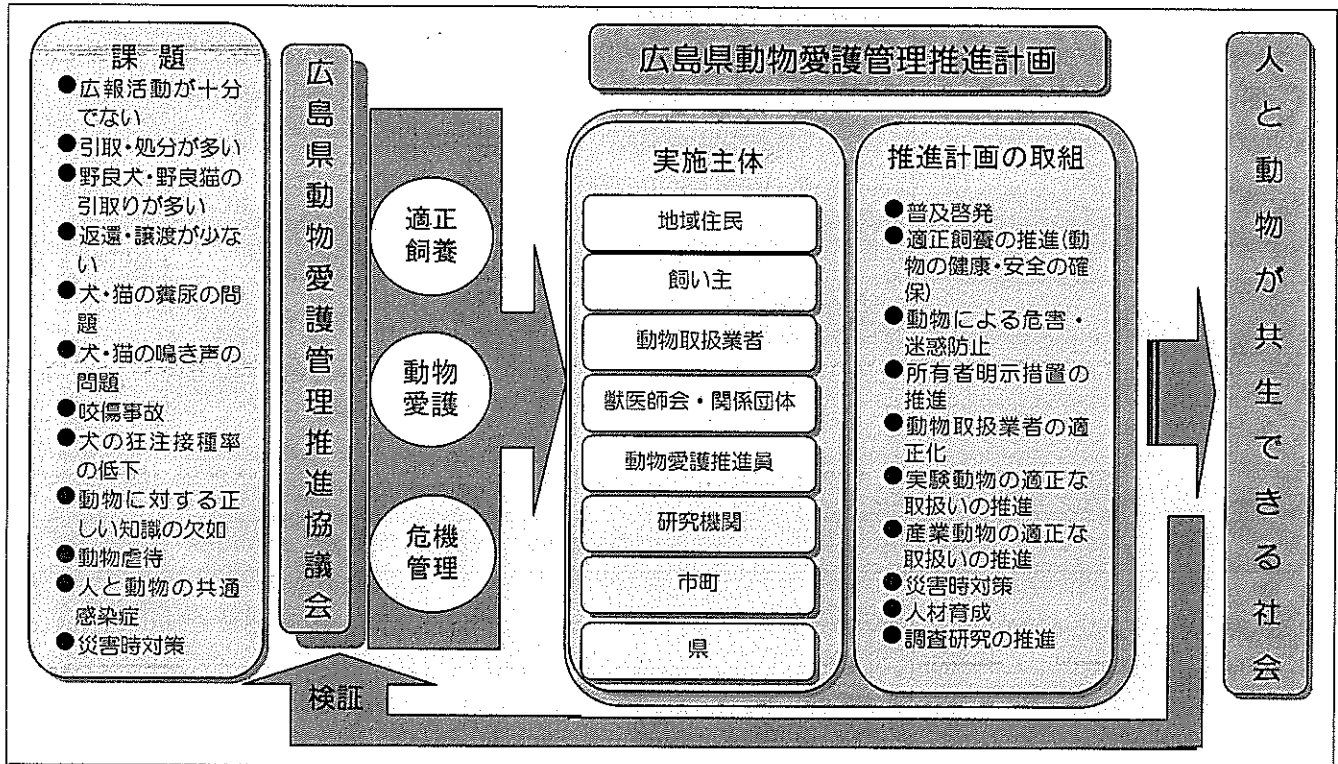
平成26年3月
広島県

1 趣旨

広島県動物愛護管理推進計画は、少子高齢化、核家族化が進行する中で、動物飼養への志向が高まるなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 性格

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく計画
- 動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針



3 基本方針

(1) 人と動物の調和のとれた共生社会の実現

地域社会においてより良いコミュニケーションを図り、動物が地域に受け入れられる存在となる、人と動物の調和のとれた共生社会を実現します。

(2) 連携・協働による施策の推進

従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いた施策から地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、広島県、市町、動物愛護団体等、動物愛護に関わる各主体が連携・協働し、施策を推進します。

4 計画期間と数値目標

計画期間	平成26年4月1日～平成36年3月31日(10年間)
数値目標	平成35年度の犬猫の致死処分数を、平成18年度の致死処分数(13,117頭)から75%減少(約3,200頭)(平成29年度で50%減少を中間目標とする)

5 課題への具体的取組

施策	具体的取組
1 普及啓発	動物愛護週間行事の充実
	動物愛護教育の充実
	動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充
2 適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）	犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫）
	犬及び猫の引取り数の削減（野良犬・野良猫）
	元の所有者への返還
	収容された犬及び猫の譲渡の推進
	動物の遺棄・虐待の防止
	犬の登録・狂犬病予防注射の促進
3 動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発
	犬による咬傷事故の未然防止の徹底
	狂犬病対応マニュアルの活用
	特定動物の飼い主の社会的責任の遵守
	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底
	人と動物の共通感染症の防止
4 所有者明示（個体識別）措置の推進	飼い主義務の周知徹底
	識別器具の整備
5 動物取扱業者の適正化	事業者評価に基づく重点的監視の実施
	新たな業態の監視指導の実施
	犬猫等販売業者の監視指導の徹底
	特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底
	飼い主の責務に関する説明の徹底
	動物取扱責任者研修の充実
6 実験動物の適正な取扱いの推進	実験動物取扱施設への普及啓発
7 産業動物の適正な取扱いの推進	畜産業者等への指導
8 災害時対策	県及び市町の防災計画への参画
	災害時対策を適切に行うための体制の整備
	動物取扱業者の災害時対策の徹底
	特定動物の災害時対策の徹底
	災害時対策のネットワークの構築
9 人材育成	行政担当者の知識・技術の取得の支援
	動物愛護推進員の育成
	専門知識を持つ者の育成
	専門知識及び技能等を持つ人材の活用
10 調査研究の推進	調査研究の実施
	研究目録の作成

6 計画見直しの経緯

平成 24 年 9 月、国は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」の一部を改正し、平成 25 年 8 月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境省告示第 140 号）」の一部を改正しました。

これらを受け、本県の動物愛護管理推進計画について、広島県動物愛護管理推進協議会で協議し、見直しを行いました（平成 26 年 3 月改定）。

なお、計画には、「犬猫の殺処分数削減に向けた取組」も盛り込んでいます。

主な見直し内容

区分	見直し内容
動愛法・国基本指針の改正の反映	所有者の責務である「終生飼養」「適切な繁殖制限措置の実施」について積極的に広報
	虐待の具体事例の明記、罰則強化の周知徹底
	特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底
	犬猫等販売業者の監視指導の徹底
	災害時対策を適切に行うための体制の整備
	専門知識及び技能等を持つ人材の活用
殺処分数削減に向けた取組を検討した結果の反映	野良犬・野良猫対策の周知
	地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立
	引取る犬猫に関する情報の収集
	地域猫活動の推進
	引取拒否できる旨のただし書きの適正な運用
	ホームページの迷子情報の充実
	団体譲渡の推進
	ホームページの譲渡情報の充実
	命を考える動物愛護教室の推進

お問い合わせ先

広島県健康福祉局食品生活衛生課
 乳肉水産グループ
 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
 電話：082-513-3103 Fax：082-227-1057

広島県動物愛護管理推進計画

HP検索